全社地発第44号
令和2年6月18日

都道府県・指定都市社会福祉協議会　事務局長　様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会　事務局長

「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について（依頼）

日頃より、本会の事業推進につきましてご尽力賜り深謝申しあげます。

さて、平成28年4月に施行された改正社会福祉法によって、すべての社会福祉法人に、「地域における公益的な取組」が責務化されました。地域共生社会の実現に向けて、社協を含む社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」を積極的に展開していくことが期待されています。

しかしながら、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で公表されている各社協の現況報告書を確認すると、都道府県・指定都市内のすべての市区町村社協が記載しているところから、僅か14.3%の市区町村社協しか記載していないところまであります。

また、社協と社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による取組も、都道府県圏域だけでなく市区町村圏域においても展開されていますが、その取組内容が必ずしも記載されていない市区町村社協も見受けられます。

現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。

つきましては、貴都道府県・指定都市内の市区町村社協に対して、「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載をあらためて周知いただきますようお願いいたします。

〔別添資料〕NORMA社協情報No.336（2020年4・5月号）8-9頁
〔参考URL〕社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do
※ 全国の社会福祉法人の現況報告書の記載内容を閲覧することができます。

【問合せ先】
全国社会福祉協議会 地域福祉部　岡崎、村田
〒100-8980　東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル
TEL：03-3581-4655 ／ FAX：03-3581-7858
E-mail：z-chiiki@shakyo.or.jp

お知らせ

すべての社協の「地域における公益的な取組」の発信率100%へ

～現況報告書への漏れのない記載をお願いします～

平成28年4月に施行された改正社会福祉法によって、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」が責務化されました。地域共生社会の実現に向けて、社協を含む社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」を積極的に展開していくことが期待されています。

また、社協と社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による「地域における公益的な取組」については、都道府県圏域だけでなく、市町村圏域においても全国各地で実践されつつあります。

他方で、すべての社会福祉法人は、毎年6月末までに現況報告書等を所轄庁に提出しなければなりません（※）。

現況報告書等は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（独立行政法人福祉医療機構が運用）を使用して提出され、このシステム上で、すべての社会福祉法人の現況報告書等が公表されます。

現況報告書には、「地域における公益的な取組」を記載する欄があります。各社協としての取組内容を広く発信するために、地域生活課題に積極的に向き合い、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立に寄与していることを意識的に記載することが求められます。

社協の事業は、社会福祉事業だけにとらわれずにさまざまな事業を展開する特徴もあるため、これらの事業を「地域における公益的な取組」として現況報告書に記載していない社協も一部に見られます。また、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じた現況報告書への入力の際に、担当者が記載の必要性を認識しておらず、未記入のまま提出している可能性も考えられます。

現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。改めて各社協での取組内容を確認いただき、広く国民にアピールする観点から、意識的に取組内容を記載するようにしてください。

具体的には、現況報告書の「11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業含む）」の項目で、記載する内容は、「①取組類型コード分類」「②取組の名称」「③取組の実施場所（区域）」「④取組内容」です（**図表1**）。

図表2を参考に、各社協において実施している「地域における公益的な取組」の内容を現況報告書へ漏れなく記載いただくようお願いします。

（※）今般の新型コロナウィルス感染症のまん延状況を踏まえ、令和2年4月14日付の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）」では、現況報告書を含め社会福祉法人が作成しなければならない書類については、職員の出勤抑制等により、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」には、支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされています。

なお、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」の「支障」については、令和2年4月27日付で発出された同事務連絡に関するQ&Aにおいて、新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、法人において執った措置であればよく、個別具体的な要件を設定しているものではありません。また、同事務連絡の適用にあたっては、所轄庁への事前協議等の手続きは必須とされていません。

図表 1　現況報告書の「地域における公益的な取組」の記入欄

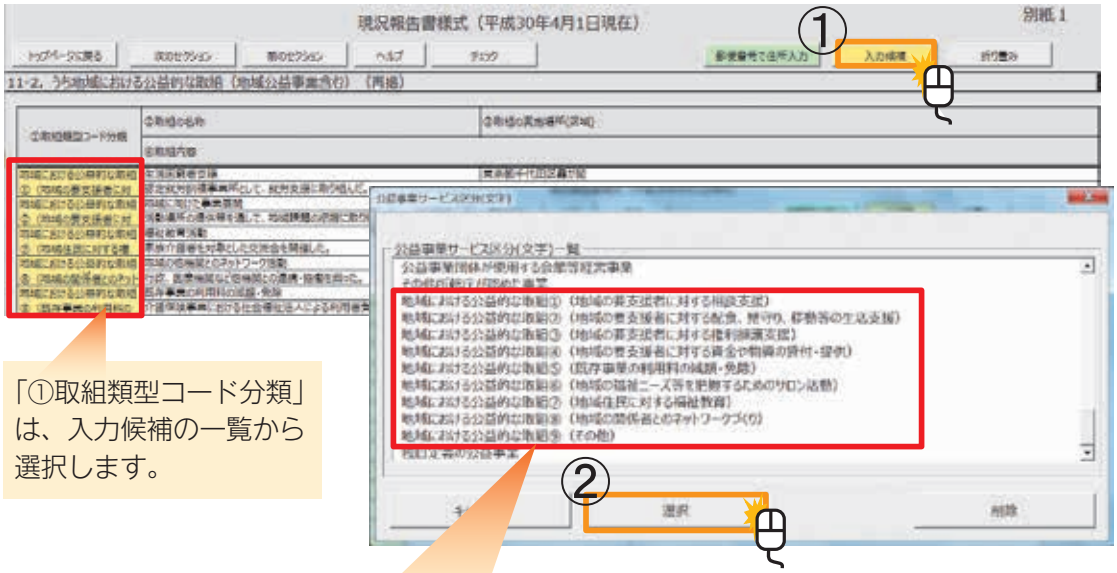

＜取組類型コード分類＞
「地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）」
「地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）」
「地域における公益的な取組③（地域の要支援者に対する権利擁護支援）」
「地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）」
「地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）」
「地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）」
「地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）」
「地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）」
「地域における公益的な取組⑨（その他）」

図表 2　現況報告書への記載例

取組例	現況報告書での取組類型コード分類
□実習生の受け入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑦地域住民に対する福祉教育
□行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨その他
□複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
□認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	①地域の要支援者に対する相談支援
□災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
□地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象とした育児相談	①地域の要支援者に対する相談支援
□児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
□子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
□障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進	⑦地域住民に対する福祉教育
□買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
□配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
□認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
□生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

※全社協・社会福祉施設協議会のパンフレット「社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率 100％へ」（平成 31 年 3 月）をもとに作成。